

令和3年第8回(12月)川南町議会定例会会議録

令和3年12月14日 (金曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年12月14日 午前9時00分開会

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第64号 | 川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第65号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第66号 | 川南町企業立地促進条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第67号 | 川南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第68号 | 令和3年度川南町一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第6 | 議案第69号 | 令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第70号 | 川南町立中学校統合整備基本計画の策定について |
| 日程第8 | 同意第3号 | 教育長の任命について |
| 日程第9 | 請願第1号 | 国立病院の機能強化を求める請願書について |
| 日程第10 | | 議員派遣について |
| 日程第11 | | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |
| 日程第12 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長補佐	税田 健吾 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長補佐	渡部 好文 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開議

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時30分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第64号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第65号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第3、議案第66号川南町企業立地促進条例の一部改正について、日程第4、議案第67号川南町国民健康保険条例の一部改正について、以上、4議案を一括議題とします。

本4議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 去る12月8日、総務厚生常任委員会に付託されました議案第64号、第65号、第67号について、審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

議案第64号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて、その審査の経過と結果について報告いたします。この施設は、事務所として使用する施設と住民が使用する公の施設を兼ね備えた複合施設となっています。そして地方自治法により、地方公共団体は公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めることとなっているため、住民が使用する公の施設について必要な事項を定めるものです。公の施設に該当するのは、病児病後児保育施設、子育て支援センター、にぎわいホール、など第5条に規定する施設で、全てセンターの1階部分の施設となっています。職員は、基本的に開館時間に関わらず通常の就業時間で勤務します。なお、休日は公の施設以外の部分とは完全に遮断するとのことでした。また、附則にある別表の使用料ですが、電気、水道、ガス料金、空調費、保守点検料等の年間のランニングコストを推計し、さらに近隣の施設とも見比べながらそれぞれの料金を設定したとのことです。2階を部分的に使用する川南町社会福祉協議会の立ち位置並びに対応について問うた委員の質問には、用途又は目的を妨げない限度において

その使用を許可することができるという地方自治法の規定で捉え、今後、当然契約をきちっと結んで使用を許可するという形で進めていくとのことでした。さらに委員からスタートしてからは様々問題が発生するだろうが、逐次臨機応変に対応するよう望むとか、建物は立派になるが、それより職員の質、対応なりで住民の福祉の増進に努めるよう望むなどの意見が付されました。審査の結果、特段異議もなく採決の結果全員賛成で可決であります。

議案第 65 号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、その審査と結果について報告いたします。まず、補足説明等でもあった改正漏れについてです。議案書の 1 ページ目から 4 ページ目上部までの第 1 条の部分です。これは、本年 6 月議会で国民健康保険税条例の一部改正で均等割額を増額しましたが、本来ならそれに伴い軽減額も増額すべきだったところを改正していなかったものです。ただし、実務上は当初から改正後の軽減金額を適用しており、軽減世帯に対する実質的影響はなかったとのことでした。続いてこのたびの改正ですが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一部を改正するものです。議案書の 4 ページ目の上部、第 2 条の部分になります。改正内容は、満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの未就学児に係る被保険者均等割額を、世帯の所得にかかわらず 5 割軽減するものです。さらに軽減世帯の未就学児分は、通常の軽減を行った額からさらに 5 割軽減されることとなります。つまり、7 割軽減世帯は 8.5 割軽減に、5 割軽減世帯は 7.5 割軽減に、2 割軽減世帯は 6 割軽減となります。ちなみにどれくらいの軽減額となるのか、今年 4 月時点での未就学児の人数で試算すると、軽減なしが 65 人、7 割軽減が 19 人、5 割軽減が 25 人、2 割軽減が 23 人で計 132 名となり、全体で約 220 万円の軽減となります。財源は、この改正により 5 割軽減した総額を一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れ、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 を負担するとのことでした。先ほどの試算に当てはめると、町は約 55 万円負担となります。令和 4 年 4 月 1 日施行です。審査の結果、特段異議なく原案どおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第 67 号川南町国民健康保険条例の一部改正について、その審査の経過と結果について報告いたします。本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和 4 年 1 月 1 日施行されることによるものですが、産科医療保障制度の掛金が 16 千円から 12 千円に引き下げられるため、分娩費に上乗せさせて利用者に請求される費用も 4 千円分引き下げられることになり、出産育児一時金支給総額も 4 千円分引き下げられるところでした。しかし、あくまで出産育児一時金等の支給総額は 420 千円を維持すべきとの考えから健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金を現行の 404 千円から 408 千円に引き上げ、支給総額 420 千円を維持するものです。このことを受けまして、本条例を改正するものです。施行期日は政令と同じく令和 4 年 1 月 1 日です。審査の結果、特段異議なく原案どおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第 66 号について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第 66 号川南町企業立地促進条例の一部改正について、この条例が制定されたころは企業誘致といえば工場という認識が強く、対象となる企業が限定的でありましたが、規模の大きい固定資産を持たない I T 企業等が全国的に企業誘致の対象となってきたため、平成 30 年に新たな誘致対象として情報サービス施設を奨励措置に追加してきました。今回の改正では、町の活性化に宿泊施設は不可欠な施設であるということから、旧竹乃屋を宿泊施設や交流施設として利用する新たな企業が進出しやすい環境を整えるために新たな対象業種として観光施設を追加するものであります。採決の結果、全員賛成で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第 64 号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 64 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 64 号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 65 号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 65 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 65 号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 66 号川南町企業立地促進条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 66 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 66 号川南町企業立地促進条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 67 号川南町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 67 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 67 号川南町国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 68 号令和 3 年度川南町一般会計補正予算第 9 号、日程第 6、議案第 69 号令和 3 年度川南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号、以上、2 議案を一括議題とします。

本 2 議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第 68 号令和 3 年度川南町一般会計補正予算第 9 号について、その審査の経過と結果について報告いたします。まず第 2 表の債務負担行為補正ですが、総合福祉センターの建設に合わせて役場北側駐車場を整備する計画を受け、今年度から測量設計を開始するものの支払は令和 4 年度となる見通しのため、限度額 2,400 千円の追加計上です。ワクチン接種会場設営委託料の限度額 3,509 千円は、本年度から始まる 3 回目の接種会場の来年 4 月から 8 月までの会場設営委託料 5 か月分と撤去費用の追加計上です。ふるさと納税特産品発送事業は、今年度の寄附が好調に推移していて、令和 3 年度分の寄附に伴う返礼品の発送が令和 4 年度になることが明らかに想定されるため、60,000 千円の限度額に対して 40,000 千円追加し、限度額 100,000 千円に変更計上するものです。歳入の 14 款 1 項 3 目衛生費国庫負担金 11,300 千円は、新型コロナウイルスワクチン 3 回目の接種負担金で、医療従事者 798 人、高齢者 4,165 人の計 4,963 人分、単価 2,277 円での算出です。17 款 1 項 1 目特定寄附金ふるさと納税 500,000 千円の追加ですが、前述のとおり今年度好調に推移し、11 月末ですでに 828,000 千円の寄附をいただいているとのことでした。歳出の 2 款 1 項 5 目財産管理費、不動産鑑定評価等業務委託料、住吉 372 千円は、旧山有跡地で木質チップを製造している株式会社宮崎 F C P から町有地の売払い申請があったことから計上するものです。24,672 m²余りの土地と建物が対象です。同じく 6 目企画費、新婚家庭生活支援助成金 1,775 千円は、12 月 2 日現在で 18 件の申請に対応するための計上。定住促進持ち家取得助成金 12,500 千円は、昨年度申請は 31 件であったところ、今年度は 40 件と増加し、また金額の高い若い世代の申請が増加してきたための計上となっています。9 款 1 項 4 目災害対策費の多重配信システム導入委託料 1,155 千円は、役場職員や消防団、住民を対象に S O S メール、防災災害情報、家畜防疫情報を配信している現システムが、本年度 3 月で契約期間が満了することに伴い、さらに機能を向上した新システムを令和 4 年 4 月から契約更新するための計上です。審査の結果、歳出の 2 款 1 項 5 目財産管理費、不動産鑑定評価等業務委託料、垂門の 5,731 千円に関し、新中学校の建設場所が未だ決定していないのに土地を鑑定評価することが適当なのかと考えられる。できれば委員会として、この分を減額修正することが望ましい、との意見があり、委員全員の考えを表明してもらいました。その後の採決の結果、委員会では賛成多数で減額

修正案を提出することとなりました。議案第68号令和3年度川南町一般会計補正予算第9号の修正案として、第1条中556,571千円を550,840千円に、歳入歳出予算の総額を11,478,176千円から11,472,445千円に改めます。その他の修正明細については、別途配布される別紙のとおりです。

以上、総務厚生常任委員会から減額修正案を提出します。

以上で報告を終わります。

○議長(中村 昭人君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(米田 正直君) 文教産業常任委員会に付託されました議案第68号、69号について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第68号令和3年度川南町一般会計補正予算第9号、この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,478,176千円とするものであります。うち、産業推進課関係について、歳入では農林水産業費県補助金の産地生産基盤パワーアップ事業4,204千円の減額、きらり輝く農業人材確保支援事業107千円、水産業人材投資事業費補助金500千円、不動産売払収入の立木売払収入7,043千円の減額であります。歳出では、農業振興費の産地生産基盤パワーアップ事業補助金4,204千円の減額で、ハウス入札による減額であります。ピーマン1件、ニラ1件、ぶどう2件で、ハウス、換気システム、加温機、自動灌水装置等であります。園芸振興費では、施設園芸用ハウス産地競争力強化事業費補助金3,078千円の減額で、産地生産基盤パワーアップ事業の町の上乗せ分であります。畜産業費では、農業人材受入環境モデル構築事業補助金107千円の計上で、尾鈴ミートが導入するエコトイレに対する施工費分であり、県の3分の1補助を導入するものであります。林業振興費では、森林環境保全直接売払事業委託料13,185千円の減額で、アメリカや中国で需要が急増し、輸入木材の高騰、国産材の高騰があり、伐採を行う林業者の数が限られ、価格の高い民有林の伐採が優先されるため、人手を確保することができず、当初の町有林の伐採計画を縮小せざるを得なくなったためということです。水産業振興費では、水産業人材投資事業給付金1,500千円の計上で、1年以内に親元就業した漁業後継者50歳以下に対する給付金であります。今回で3人目となります。通浜ブランド再生事業補助金1,217千円の計上は、年間を通して安定的に魚介類を販売するため、漁獲量の多い時期に確保したものをストックするための冷凍庫及び建屋の費用で、宮崎の魚ビジネス拡大支援事業を導入するものであります。県が3分の1、町が3分の1、漁協が3分の1の事業であります。商工総務費は、宮崎県信用保証協会負担金370千円の増額で、中小企業特別融資、小口零細企業融資の借入が想定よりも多く、町が負担する保証料が不足するためであります。教育課関係では、教育費の小学校費、中学校費それぞれ需用費の光熱水費を各学校当たり10万円、合計70万円を増額しております。新型コロナウイルス

感染症対策で、教室の窓を開放してエアコンを運転してきたために、電気料の不足が見込まれるための追加計上であります。夏は冷房、冬は暖房であります。農地課関係では、農林水産業施設災害復旧費で、農業災害復旧費の測量設計委託料100千円の減額は井手ノ上用水路、登り口農道、弥次郎頭首工の設計委託料の減額であります。環境水道課関係では、歳入で特別会計繰入金の下水道事業特別会計繰入金4,741千円の計上であります。採決の結果、全員賛成で可決であります。

議案第69号令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算第1号について、この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,068千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159,786千円とするものであります。歳入は、繰越金5,068千円を増額するものです。歳出は、下水道事業費に4,741千円を計上し、一般会計へ繰り出すものです。公債費に327千円を増額しております。令和3年5月に借入をした分の元金及び利子分であります。採決の結果、全員賛成であります。

以上で報告を終わります。

○議長(中村 昭人君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 文教厚生常任委員長に伺いますが、2款1項5目財産管理費不動産鑑定評価等業務委託料5,731,000円に関し、新中学校の建設場所が未だ決定していないのに、鑑定評価することは適当なのかと考えであるわけですが、もう、この、建設場所も既定の事実で、決定しとらんかいちゅうと、訳ん分からん因縁じゃち思うわけですが、既成の事実であって決定しとらんじゃのちゅうと、議会人としていかなものかち思うわけですが、ただ単にその、執行方の事業推進するとを妨害するための減額修正案のごちゃるけんどんよ、まあこの、新中学校の場所を支持するなんが、63.6%ちゅうふうに出とるわけですが、議会としてはその、まああの、民主主義の国家の原則として賛成多数が民意とするごつなると、あの、賛成多数が、民主主義の国家原則としてですね、民意と捉えて、それを反映実現させるとが議会人としての努めと思うわけですが、今さら未定とかなんとかゆうとはまあ、何度もあの、議会に執行部がいろいろ資料を提供して、この63.6%の人が、あの、あそこの新中学校設定すっち要望しとるわけですから、それを今さら未定じゃのなんのゆうたらその、議会人として失格じゃないとですか。

○総務厚生常任委員長(川上 昇君) ただ今の児玉議員の質問に答えたいと思うんですが、委員長報告に対する質問で、文教産業常任委員長ということでは言われませんでしたけれども、総務厚生常任委員長が答えます。あの、これ委員長報告ですので、委員会の審議について、経過と結果について報告したところです。あの、議案に対する考えは当然、あの、それぞれの議員さんがお持ちだと思うんですが、委員会の時点で、こういう内容でしたという報告で

したので、御了承をお願いします。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 報告審査のなんじゃちゆうてん、そん、文教厚生常任委員会の委員の人はよ、あ、総務厚生常任委員の方はよ、その、今まで執行部がいろいろ説明してきたこつが頭んいっとらんちゅこつになっですがよ、その、未定のなんのち、もう既成の事実で、あの、事業は進捗しとるわけですよ。わけん分からん因縁つけて、その、事業進捗を妨害するよなこつしてええかわりかちゆう判断もつかんとですか。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 先ほども申し上げたようにその議案の内容についてはですね、それぞれの議員さん方がいろんな考えをお持ちだと思います。そのことをまず申し上げておきます。12月8日に、この本会議場で、この議案についてはそれぞれの所管別事項、所管事項別にそれぞれの委員会に付託するということで全員異議なしでした。そのことを御理解いただいて、私の報告に誤りがあるかどうかお考えいただければ幸いです。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第68号令和3年度川南町一般会計補正予算第9号について討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米田 正直君） 令和3年度川南町一般会計補正予算第9号の原案に対し、賛成の立場で討論をいたします。本補正予算は、歳入歳出予算の総額に556,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,478,176千円とするものです。この補正予算の特徴的なものとして、2款総務費の財産管理費委託料6,103千円は、不動産鑑定評価等業務委託料で、教育委員会にて案のまとまった中学校統合の件で、設置場所の広さの問題を解消するために予め周辺土地の鑑定評価を行うもので、計画を進めるためには必要な予算計上であると認識いたします。また、住吉地区の町有地の売払が、売払申請が出されて売却に当たっての鑑定であり、当然の行政執行のものであると考えます。修正案の上がっていることについては、提案者即ち川南町議会の議員として、さまざまな意見があり、町民を代表して住民のためになるという認識のもと、提出されているものと思います。私たち行きつくところは同じだと、町民のために今回は未来を切り拓いてくれる子どもたちのために、人口減少、少子化の中で、よりよい教育環境を築いていくのは、現在の我々川南町の大人の責務であり、町であり、議会の責務ではないかと思えます。そのようなことを考えたときに、大局的には、課題解決の

目的に向かって一步でも先に進むことが重要であると判断します。よって議案第 68 号令和 3 年度川南町一般会計補正予算第 9 号については賛成であります。原案に対し、多くの議員の賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案及び修正案の反対者の発言を許します。

〔発言者なし〕

次に、修正案賛成者の発言を許します。

〔発言者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第 68 号令和 3 年度川南町一般会計補正予算第 9 号について、原案に賛成の立場で討論します。今回、総務厚生常任委員会委員長報告で、減額の修正案を出されておりますが、今回出されました垂門地区の不動産鑑定評価業務委託料 5,731 千円については、新中学校建設が予定されている周辺の土地の調査費用です。中央公園周辺に新中学校建設するには、土地が狭いと言われることが一番多かったと感じております。実際私も一番最初に、この場所での中学校建設はあり得ないと感じたのが本音であります。私の周囲の方に話しても、疑問符を投げかける方がおり、議会でも再三その面積を危惧していることは皆様御承知のことです。しかし、実際の中学校の現状や確実に減少する生徒数を確認すると、自分が学んだ中学校と大きく変化していることを知らなければなりません。併せて、運動公園の施設や文化ホール、図書館を住民の皆様と共有して、子どもたちや豊かな環境の中でスポーツや文化を育むことができること、むしろどこにもない中学校が誕生するのではないのでしょうか。その中で足りない面積があるとするなら、それを確保することも重要なことだと思います。学校規模適正化審議会の答申でも、付帯意見として土地の拡張が望ましいとなり、教育委員会でもその方向で進めるために、今回土地の調査費用が計上されたわけで、中学校建設を進める上で極めて重要な予算計上であると考えます。よって、原案に賛成の立場で討論いたします。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 68 号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

まず、委員会の修正案について採決をします。賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

従って、委員会の修正案は、否決されました。

次に、原案についてお諮りします。

原案について、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第 68 号令和 3 年度川南町一般会計補正予算第 9 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 69 号令和 3 年度川南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 69 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 69 号令和 3 年度川南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 70 号川南町立中学校統合整備基本計画の策定についてを議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第 70 号であります。この審査は、会議規則第 70 条の規定により、連合審査をしていただきました。町長、副町長、教育長、教育課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。この議案は、唐瀬原中学校と国光原中学校を統合し、新設の中学校を整備するための計画を定めるもので、本町の恵まれた自然環境の中で、多様な子どもたちの個性が伸び伸びと育つ場、夢や目標の実現に向けて挑戦し続けるしなやかさとたくましさを備え、ふるさと川南の未来を切り拓いていく人材を育む場を目指し、令和 8 年度に新中学校を開校するため、基本計画を定めるものであります。この計画は、設計委託料の予算化と同時に出してもよかったのではないかと、統合整備基本計画と川南町立学校条例との性格の違いは、根本は川南町立学校条例にあるのではないかと、この提案は、通常 3 日前に出されるべきではないかと、財政的な問題について、それぞれいろんな意見が出されましたが、これについて執行部側から回答、説明を受け、連合審査を終了し、文教産業常任委員会にて討論採決を行った結果、議案第 70 号川南

町立中学校統合整備計画の策定については、賛成多数で可決であります。

以上で、文教産業常任委員会に付託された議案についての審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（川上 昇君） 私は、議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定についてに対し、反対の立場で討論いたします。唐瀬原中学校と国光原中学校の統合について、これまでの経緯、新中学校づくりの方針、開校時期、計画の内容などが川南町立中学校統合整備基本計画として提案されました。この川南町の未来を担い、大きく伸びやかに育む人材が、健やかに学ぶ場となることを願ってやみません。設置場所以外について異論はありません。法律第56号の学校保健安全法第26条に、学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険、又は危害が現に生じた場合において、適切に対処することができるよう当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする、と定められております。これまでの説明では、特にプールと体育館が一般利用者と共用されるとのこと、つまり不特定多数の方々为学校施設に無条件に入り込むことになり、法への抵触が懸念されます。これも狭い敷地に無理やり押し込もうとすることが原因であることは明らかであります。平成29年4月開校の串間中学校は、市内の6つの中学校が統合し、その中の福島中学校を使用して、学校名を変えて開校しました。串間市の面積は295平方キロメートルで川南町の約3.3倍あります。また、西都市では、5つの中学校を統合し、その中の妻中学校を使用して川南町の計画と同じく令和8年4月に開校予定です。西都市の面積は438.8平方キロメートルで、川南町の5倍近くありますが、東米良地区の銀鏡中学校は統合から外れており、一概に比較はできませんが広い面積で統合することには変わりはありません。ただ、注目すべきは、統合時に新たな場所に設置する新設するのではなく、いずれも既存の学校を使用するところです。私は川南町では、唐瀬原中学校を利用すべきだと考えています。地図で見る限り、図書館東側も唐瀬原中の場所も町の中央部として甲乙付けがたく、さほど変わるものではありません。これまで73年以上の歴史を経て、学校施設として十分成熟しており、場合によっては令和8年度開校を待たずにすぐにでも統合可能です。敷地面積は、九州内ではトップクラスの面積を誇るようで

すし、グラウンドの300メートルトラックではさまざまな大会が催され、確か公認コースとも聞いています。専用のサッカー場もあり、現時点で部活動の一層の充実は間違いなく図られます。どうしても校舎を新築したいなら、体育館西側の駐車場やテニスコートはかつて校舎が並んでいたところで、仮校舎ではなく本校舎がすぐにでも建てられるのです。土地を新たに求めることもなく、善良な町民に対し、住み慣れた愛着ある土地の立ち退きを強いることも決してありません。とにかくすぐに使えて、ゼロとは言いませんが初期投資は大きな負担とはならないでしょう。統合すれば何かしらの痛みはあるもの、通学エリアはおのずと広がりますが、串間市や西都市の例に比べればまだまだ対策は容易ではないかと思われれます。国光原中学校利用も考えますが、立地的に目の前が高鍋町であるため、やはり唐瀬原中学校の方が場所としてはよいでしょう。初期投資の負担が軽くなる分、中央市街地はじめ、まちづくりに力をそそぎ、夢と希望のある、住んでよかったと実感できる川南町を目指すことが最優先と考えます。政治決断、政治判断は、合理性と客観性です。もう一度言います。政治決断、政治判断は合理性と客観性です。川南町の身の丈を超える債務を後世に残さぬよう理にかなわない事情は排除することです。

以上、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長(中村 昭人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(谷村 裕二君) 議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の立場で討論を行います。まず、両中学校の統合につきましては、令和元年6月の定例教育委員会において可決されました。その後、町及び教育委員会は、当問題のアンケートの実施や学校規模適正化審議会に諮問を求めています。審議会の議事録をみると、審議会は5回にわたり開催され、15名の方々の闊達な意見や協議のもと、全会一致で答申を行っております。さらに、議会への新中学校候補地やその費用等の説明はもちろんのこと、令和2年11月の行政座談会の実施、今年10月、11月には住民説明会の実施や計画説明動画をユーチューブ配信するなど、町及び教育委員会の中学校統合問題への取組は、評価できるものと考えます。その結果、民意を踏まえた基本計画は、住民の教育に対する考えや期待される将来の教育像に応じており、私は適正な基本計画であると判断をいたします。また、11月19日には、早期の新中学校の開校を望む要望書が、小中学校PTA会長及びPTA会員有志の方々に組織された川南町新中学校早期設立を望む保護者会より提出されています。その内容の一部は、大規模な地震や自然災害にも耐える環境にて、安全を最優先した施設での教育を受けさせたい、また、これからの子ども達の教育が、一日たりとも遅れることがないようぜひとも強く力を入れてください、など必死の要望が読み取れます。さらに、川南町商工会からも将来の教育環境やまちづくりを目指した、同様の強い要望書が提出されています。基本計画に設置場所がサンA川南文化ホール、町立図書館東側及びその周辺と明示されたことから、当計画の具体的な取組が可能となり、地方自治法第222条に基づく対応が進展する

こととなります。因みに地方自治法第222条は、読み上げます。普通地方公共団体の長は、条例その他の議会の議決を要すべき案件が、新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない、というふうなうたっています。一方、中学校新設には、多額の費用が必要ですが、財務面におきましては、国土交通省や文部科学省の補助事業活用を十分可能な時期に進展させる必要があると思います。また、町の基金やふるさと納税、学校教育施設等整備事業債の活用など、私たちは川南町の未来を担う子どもたちを町の財産、人材と捉え十分な投資を行い、子どもたちを育てる重要な責務があると考えます。当計画は、実施に向け基本となるものであり、将来の教育環境を実現する重要な位置づけとなるものと確信するものであります。子どもたちが新しい教育環境のもと、勉学に励む姿や通学する姿を一日も早くこの目で見たいものです。早期の新中学校設立に向け、皆様の賛同を強くお願いし賛成討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、反対の立場から討論を行います。中学校の統廃合は、大本には国の大きな動向があり、自公政権が大型公共事業や軍事費を維持するため、福祉や教育予算の削減を狙って、教育の分野では子どもの数の減少に対応する以上の削減、教員削減を推し進めてきました。教育リストラを行うもっとも手っ取り早い手段が、学校をなくすことです。古くから学校がそこにあるのは、それなりの理由があります。唐瀬原中学校の前は、小学校で机も板を並べて勉強したと最近聞きました。学校は、子どもたちの学びと成長の場というだけでなく、地域への愛着や誇りを育み、将来を担う人材を育てる大切な役割があります。座談会もした、説明会もした、アンケート調査も行った、十分現状を知ってもらい、危機感を共有してもらったので、町民の意見は十分聞いたと判断しての今回の提案なのでしょう。町民合意が図られたといわれますが、参加者数は少ない。アンケート数も全町民を対象にしていません。これでは十分な町民合意が得られたとはいえません。最近行った各小学校ごとの説明会の資料は予算面はなかったと不満の声もありました。中学生のことを中心に考えてほしい。子どもの数は減るので、統合して一定の数はないと部活も学習も切磋琢磨できない、といわれますが、数が減ることが分かっているのですから人口を増やす努力もすべきです。将来を見据えた学校施設のあり方を探る必要があります。本町の恵まれた自然環境の中で、多様な子どもたちの個性がのびのびと育つ場、夢や目標の実現に向けて、挑戦し続けるしなやかさとたくましさを備え、ふるさと川南の未来を開いていく人材を育む場を目指し、令和8年度に新中学校を開校するため基本計画を定めるものです、との提案ですが、今の唐瀬原中学校は広さは九州内では一番広いと誇っていました。運動場も水はけがよいと誇っています。こんなに広くて環境のよい中学校を使わず、国土交通省のコンパクトシティ形成支援事業の補助金を活用して、

中学校を含むまちなかの立地適正化計画の事業申請をするための提案ですが、川南町立地適正化計画策定委員会設置条例では、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の中には、どこにも新中学校の説明はありませんでした。事業申請は来年度、令和3年、4年の2年間で策定する計画で、令和4年度中に申請する、との答弁もいただいておりますが、コンパクトシティ構想の中に、唐瀬原中学校も含まれますので予算面も街中での計画と同じだと考えます。これまで何回も質問してきましたが、場所の狭さやまちなかでの交通安全などを考えると心配です。図書館や運動公園の活用が図られるとありますが、これは今でも活用しています。これまでの中学校の歴史を振り返って、あるものを活かして使う、校舎の老朽化をいわれますが、現在の中学校の校舎は耐震化工事もされています。少人数学級にして、ソーシャルディスタンス、机の間を広げて今使っている教室を使える間は使うべきではないでしょうか。新型コロナ感染拡大の収束が見えない今、学校でも新しい生活様式を確保してほしい、さまざまな心身の影響を受ける子どもたち一人ひとりに目が行き届き、みんなが健やかに豊かに学び合えるようにするために、そして安心安全な教育環境をつくるためにも少人数学級の実現を強く求めるとともに、現在ある施設を活かすことができれば令和8年開校には十分時間があります。将来に禍根を残さない議論を尽くすことを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（竹本 修君） 申し訳ございません。議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の立場で討論をいたします。この70号議案の基本策定については、平成30年に教育委員会から学校規模適正化審議会に、中学校の統合について諮問し、平成31年3月に両中学校の統廃合はやむを得ないとの答申が出されました。このことを受け、令和元年6月の定例教育委員会において中学校の統合は可決されました。令和3年2月には住民アンケートにて、統合賛成が57.1%、また新中学校の設置場所についてもサンA川南文化ホール、町立図書館東側周辺に新校舎を整備する63.6%、基本計画に沿うものでございました。令和3年5月に教育委員会から学校規模適正化審議会に川南町立中学校の統合に係る基本方針と新設中学校の候補地について諮問し、令和3年8月答申が出され、今回の基本計画となりました。提出された基本計画の策定については、始めに学校規模適正化審議会において両中学校の統廃合はやむを得ないとの答申から3年を経過しております。この基本計画は、項目として新中学校づくりの方針、目指す学校像4点、基本コンセプト9点、新中学校の設置場所、サンA川南文化ホール、町立図書館東側及びその周辺、開校時期は令和8年度と計画の内容等について作成されていますが、さらに充実した新中学校の設置を望むものでございます。将来の川南町を支える子どもたちの環境をよくするために、議員皆さんの賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（中村 昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(河野 禎明君) 議案 70 号に反対討論を行います。ふるさと公園に中学校建設されてるんですけど、今ふるさと公園のそばの運動公園は、やはりあの町長がですね、スポーツランド構想によりですね、野球、サッカーの合宿者がまあ、今しょうがないんですけど、たくさん来られてですね、私たちのやっぱ川南町はあの、誇りでした。あそこは特にですね、やっぱあの合宿所から近いということですね、やはり利用者が多くなったんだと思います。今ですね、このふるさと公園に中学校建設計画というのがなっているんですが、私はそれこそ昨日ですね、若い方二人とまあ、二時間くらい話してたんですかね、そしたらですね、こういうことを言われました。中学校中学校というけど、10 年後は小学校のことも当然考えないといけない、となると、もしかすると 10 年後に小中一貫校を建設することが必要になるかもしれないと、そのときにふるさと公園で大丈夫なのと言われました。そうなる今慌てて中学校建設して後からですね、小学校統合して、それをまた一緒にすることになるとふるさと公園周辺で大丈夫かなという、ちょっと心配があります。そこでですね、私はまあちょっとこの中学校建設ですね、あまり急がずに、とりあえずですね、私は唐中を利用するというちょっとこの考えてみました。とですね、この防災マップでは各家庭にあります。これを見ていただくとですね、唐中国中のあの、がよく分かるんですけど、白鬚、大内地区の方はですね、国中行くのと唐中行くのはですね、あまり差がありません。そして通浜の方、じゃ唐中に行くのにですね、遠いかというんですね、まあ掛迫地区ちゅうのはですね、行きはいいんですけど帰りはですね、もう大変なんですよ。ええっと、ここでですね、まあ大内白鬚通浜、まあ多賀の方たちもまあこの今のギア付きの自転車だとですね、20 分くらいで唐中に通えるんじゃないかと思います。これがずっと唐中に通わないといけないということじゃないんです。10 年後に小中一貫校をどこかにですね、建てればまた変わってくる話です。で昨日ですね、尾脇地区この、唐中利用した場合に尾脇地区の人はこれ怒るだろうなと思って、ちょっと行ってみたら、もうお前中学校ふるさと公園に建つとなら借金せないかんとやろと、借金せな、もう借金はせんほうがいいっちゃと、唐中で辛抱すればいいわと言われました。そういう意見もあるのかと、これはですね、まこつこの借金の問題が今はちょっとですね、私は起きてて、いろいろな人と中学校建設の話をするんですね、ここにはですね、福祉センターが 16 億円の借金が発生したことがですね、大きな足かせになってます。16 億円の借金、国の補助がほとんどない福祉センター、それに中学校建設するとなると国の補助をのけてもですね、最終的に 25 億か 35 億のですね、借金がですね、発生する可能性があるんです。まだこれ詳しいことが分からないんです。本当はですね、あのちゃんと町に財政シミュレーションちゅうのをほんとは出してほしいんですよ。ふるさと公園に建てたら建設費が幾ら掛かります、ですね。じゃ福祉センターの借金もあります。今までの町の借金もこれだけありますと、じゃそれについてちゃあんと人口が今から 10 年後はだいぶ減るわけですよ。したら財政、20 年後はですね、1 万切るかもしれないといわれている。したら財政シ

ミュレーションしてもらって、町民に、大丈夫です、と言えるのなら問題ないんです。これだけ負担が増えますということになるとですね、町民の方がこれ賛成するのかなど、私はそれを一番心配してます。ここであんまり強引にですね、中学校建設を進めるとですね、このまあちょっとですね、あの借金するなという声が結構多いです。でアンケートでですね、これ前ですね、ふるさと公園がいいと言った人の中も、この借金の話したらですね、考えが変わりました。あ、そんなのを説明受けちゃらんと、そしてそん福祉センターと併せて、ああその金額となるとねえ、まああまり賛成とは、あのアンケートはだから私はちゃんとしたアンケートじゃったほうがいいと思います。やはり建設費、いろいろなことをちゃんと説明したアンケートじゃったら、さっきから何度も賛成派の人がゆうけど、あのアンケートは60%の賛成が多かった多かったというけど、私は建設費やらの説明やらびしゃあっとしなくてですね、なぜあれを自信を持ってですね、賛成が多かったかというのがですね、不思議でなりません。アンケートちゅうのはちゃんとした情報を提示して、それから得たもので判断する、これが本来そういう形であるべきだと思います。そしてですね、ふるさと公園はですね、もうほんと町長が頑張ってるあの、サッカーや野球の合宿来るんです。でここですね、ええっと中学校もし建てずに、もっとですね、あの今だとスケボーがオリンピックであれして、脚光浴びてますが、スケボーの、ええ、なんちゅうんですか、施設とか、たら合宿にですね、スケボーの方が来る可能性もありますね。それからですね、この前東北の、テレビであったんです。東北の田舎で、ええそこの町が、バレー専用の体育館をですね、建設しようとしたんです。バレー専用ですよ。普通の体育館じゃないんですよ。反対が多かったんです。ですけどですね、それを何とか説得してバレー専用の体育館を造ったんです。そしたらですね、合宿が、バレー部の合宿がいっぱい来て、70%か80%の稼働率を得たんだそうです。だから私はこのですね、運動公園の周辺はやっぱスポーツランド構想ですね、まあできたらそのバレー専用の体育館もあった方がいいかもしれません。スケボーのようなつがあった方がいいかもしれません。何か合宿に、あ、テニスもですね、今いいのができてるから、これ合宿に来てくれます。だからこういうことで、あそこは中学校ができるとですね、スポーツランド構想がですね、何かおかしくなってしまうんですよ。だからあそこはスポーツランド構想で、と、商店街の発展もですね、あそこに力を入れると合宿者が増えればですね、商店街の発展もですね、必ず力になると思います。そしてふるさと公園はですね、口蹄疫の慰霊碑があるんですけど、ああ、あれをですね、もう取り壊さざる、まあ移転になるんでしょうけどあそこはですね、長渕剛が来て歌ってくれた場所なんです。私はビデオに撮ってるんですけど、あれはですね、私は聖地、川南の中でですね、あの聖地ちゅうのはないんです普通。だけど、あそこはですね、30年50年後の子どもたちに、こういうことがあったよと、ね、口蹄疫という大変なことが起きた。そして長渕剛が来てですね、ボランティアですよ、お金を取るわけでもない、来て一生懸命歌ってくれたと、その聖地なんです。それを残してほしい

んです。で、川南はですね、公園があんまりないんですよ。今。花見をするところもないんですよ。でむしろふるさと公園に私は桜を植えて、河津桜やらソメイヨシノを植えて、もうみんな町民がですよ、あそこで花見ができてよかったよかったと言えるようなですね、公園にしてほしいんです。だから先ほどから申しますけど、とりあえず中学校建設はあんまり急がずに、唐中で暫定でいいですから利用して、そして10年後には小中一貫校ですね、どこかに建てると、そういう長期的なですね、やっぱ視野に立ってですね、考える必要があるんじゃないかと思うんです。ちょっと慌ててですね、原稿作ったもんですからですね、まあ全部言ったかどうかちょっと確認します。あっ、唐中ちょっとですね、唐中で一応統合したとしますね、国中が空くんです。で国中をですね、ええっと、バレー、ええっ、バレーじゃないです。バレーはこっち、バスケットハンドボールの合宿に利用したらいいなと思うんです。と教室はですね、ちょっと改造して宿泊、まあ施設にして、そうすると国中の体育館が生きてくるんですよ。ハンドボールバスケットの合宿が来ます。であそこの教室をあ部屋にすることでですね、喜ばれます。と国中の活用もですね、あ、これが一番活用法にいいなと私は思います。まとにかくですね、まだあの、私まわってですね、みんなで話合いが足りないなと思います。もっとみんなで意見を出し合ってですね、やはりこの、あの、町のですね、10年後20年後を考えることが必要だなと思います。これで反対討論を終わらせていただきます。

○議長(中村 昭人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(徳弘 美津子君) はい、えっと、あ、次反対討論ありがとうございました。議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の立場から討論いたします。川南町人口ビジョンでは、川南町全体の中学生の生徒数は今から33年前の1988年は1,015人でした。今46歳から48歳の方になると思いますが、本年度令和3年は482名です。川南全体ですね。そして令和13年には300人を切る見込みです。それは、今の唐中282名と同程度の生徒数となります。人口減少まざまざと感じられます。学校統廃合は地域住民の方々や卒業された方々の思いもあります。統廃合に断固反対される方は、その思いであることは理解しますが、当初アンケートを求めましたよね、地域住民へ説明を求めましたよね、住民説明では参加者が少ないことで意見も出ました。方法はやっておられたと思いますが、首根っこを捕まえて来ていただくことは不可能です。しかし、アンケートを取ったことで今、新中学校に何が求められているかを、はっきりしたことはありがたいのかもしれませんが、アンケートでは、統廃合して新たな場所での学校との結果になったことをどう理解されますか。アンケートを取ってほしいと言ったことへの無責任ではないでしょうか。待たなしの生徒数の減少の中、中学校建設を進めていくということがどんどん遅くなっていく可能性もあったのだと思い、今回提案されたわけです。私たち議員は一人で千人もの意見を聞くことはできません。先ほど同僚議員が意見をいろいろ聞いておりますが、アンケートで結局保育所か

ら中学生までの全保護者、1,425件のうち、81.9%もの回収で統廃合に賛成が57.1%、場所については、63.6%が新たな場所での建設に賛成しているわけです。議員の中にどれほどの方が御自分の子どもさんやお孫さんが川南におられるのか、私は残念ながらいません。アンケートに答えた今、川南に生きる方々、子どもの現実を知る、63.6%の方が選択した新たな場所での中学校、その期待に応えるのが私たちの責務です。同僚議員の中には、新築に多大の費用をかけないために唐瀬原中学校を統合して、国中校区からは通い、しばらく辛抱して30年後に建替えと言われますが、今の唐中の校舎の現状はどれくらいか理解していますか。全く費用をかけずに30年後まで耐えると思っているのでしょうか。もしそれなら、そんなことをする町長や議員がいる、そんな町に住みたいと思わない。新たな中学校建設では、確かに莫大な費用がかかります。そんな中でさまざまな補助金を活用し、交付金措置されることも理解してもらいたい。町長、職員一丸となり、さまざまな補助金獲得に奔走していただきたい。そして新中学校周辺の商店街や地域住民から温かく迎えられる環境づくりを、私たち大人がしていかないとなりません。本日商工会の方々も大勢傍聴に来ておられますが、町の活性化を一緒に進めていただきたいと考えます。アンケートでは、唐瀬原中学校を活用した統廃合は19.9%です。どうひっくりかえしても議会が新たな場所、63.6%の声を無視して唐中にしましよとはならない。今回決定しなければ、中学校統廃合さえすることもなく、唐中一学年2クラス、国中一学年1クラス、国中に關すれば、小学校からの9年間クラスも変わらない学校生活を送ることを余儀なくされることは、理解されているのでしょうか。議案第63号では、議会を二分する結果になったわけです。この70号議案も手続として問題であるとか、以前の説明ではこうだのああとと言われております。十分に理解しますが、これまでのたくさんの場面で出された意見を基本に、この議案の出し方に問題がないかもきちんと調査して提案されているわけです。この議案が、今私たちの目の前にあるわけです。今日を含め、今議会では、この数日中学校に対して議論されてきましたが、住民の皆様は結果でしか受け取りません。議案70号が否決したら、議会は反対したとしかとられません。手続論やこれまでの説明に異論などどうではなく、本質の何に反対なのかを教えてください。令和8年度にもし新たな中学校の開校式で、この中の議員さんが何人いるか分かりませんが、頑なに反対する方は、胸を張って参加できるのでしょうか。わくわくする中学校づくりを私たち一緒にやっていたらと思ひ、賛成の立場に立って討論します。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（河野 浩一君） 議案第70号川南町立中学校統合整備計画の策定について、反対の立場から討論を行います。私は、唐中、国中の校舎が、校舎とか体育館、プールがまだ使えるのに新中学校を中央に新たに造ることは、莫大な経費の無駄だと思いますので反対する立場でいます。まだ使用可能なものを捨てて新しいものを造ってまでやることはないと思ひ

ます。町の説明では、新中学校造るのに 43 億円ぐらいの費用が必要とする意見がありました。しかし、これは今の段階での試算であって、今後用地買収とか他にもいろいろな経費がかかってくることは予想されると思います。アンケートとったときもさっきの 43 億円もかかるということ、そして中学校がまだ使えるということ、そういうことを条件に入れておいたらアンケートの結果も変わってきたのではないかと私は思います。環境も中央より現中学校の方がよっぽど私はいいと思います。まだ使える学校を捨ててまで中央に新たに造る必要はないと思うのであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第 70 号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の意思を示し討論いたします。原案は、15 歳未満であります年少人口の割合が、ピーク時の 1985 年、昭和 60 年度の 25%、4 分の 1 を記録して以降、年々減少を続け、今から 19 年後の 2040 年には約 10%、10 分の 1 に減少すると推計され、その危機感の中で新中学校統合計画が協議されております。同時に、新中学校の設置場所については、先ほどの同僚議員の反対討論にあった場所などいくつかの候補地が上がり、検討したようであります。帯に短したすきに長し、の短所長所等さまざまな要素、角度等広角かつ大局的、総合的また公平公益性等比較検討を加え、その結果の候補地の参考資料を基に平成 28 年以降長きにわたり各地区公民館等を巡回し説明を行い、本年 2 月には中学校統合に対する住民アンケートを町長、教育長連名で実施、結果は中学校統合への賛成が 57.1%、反対は 9.6%、わからないが 32.9%という統合賛成多数となりました。なお、同アンケート内で質問した中学校の設置場所におきましては、サンA川南文化ホール、町立図書館東側周辺に新校舎を整備する、が統合賛成の 57.1%を 6.5 ポイントも上回る 63.6%でありました。アンケート調査の結果について、先ほどから悪口を言っていました、アンケート調査を執拗に要求したのは議会であります。その住民アンケートの調査結果、即ち子育て世代と全世代を無作為に抽出した一般町民の民意であると判断できます。その 66.3%の民意を反映、実現させるのは過半数の賛成を正義とする民主主義国家の原則からして当然であります。住民全体の奉仕者、公僕である我々議会と執行部の使命ともいえます。延べ5年という長きにわたり、精査に精査を重ねてきた新中学校の統合計画について、それを極めて早期に着手させることは、繰返しますが住民アンケートの結果が示した民意であり、その反映、実現こそが我々議会と執行部の使命であると思っております。加えて、当該案件に係る執行部がこれまで行ってきた住民への説明等は、将来の最悪の事態の予想に対する効果的な具体案と思われるからです。また、その手続等を振り返ると、未来社会の生徒と保護者第一主義に徹しつつ、他の世代の住民の賛同をも重要視するが故に、石橋を叩いて渡るかのような丁寧な対応を継続し続けました。言い方をすれば、自らの明確なビジョンを持ちながら、その具体的な政策の最終決定への提案が遅い、今

頃なのか、優柔不断極まりないと私は思うのです。今回は執行部批判のために壇上に上がったわけではありませんので、話を戻します。私は、サンA川南文化ホール、町立図書館東側周辺に両中学校を統合し、新中学校の設置を希望した63.6%の賛成の民意を、民意の意思の負託を受けた議会人としては、それを尊重し住民福祉を増進することにつなげねばならないと思います。合同審査の過程で、原案は地方自治法第242の2の出席議員の3分の2の議決をないがしろにすることが危惧されましたが、それを払しょくするため、審査の終盤に担当課長である教育課長が意を決したかのように、中学校の設置と廃止の条例を適正にしかるべき時期に上程することを述べました。そのことは、同審査に同席していた町長及び教育長自らの公言ではないので若干の不安を持ちましたが、担当課長の町の次世代を担う子どもたち人材育成のために、民意の場所に何が何でも民意を反映、実現させるために、議会との合意形成を図るというひたむきな姿勢に感動し、議案第63号と同様に寛容な精神のもとに引き続き、賛成することを決断しました。さきほどから、財政的な問題がありましたが、このようなやりとりを通じる中で、一つのエピソードを思いました。それは、私の拙い知識をひけらかすことになりませんが、新潟県長岡市に伝わる米百俵の精神であります。新潟県長岡市に伝わる米百俵の精神とは、明治維新の激動を象徴する戊辰戦争で、越後長岡藩は維新政府の敵軍となって戦いました。しかしながら、薩長両藩を中核とする新政府軍の圧倒的な大軍団に敗れ去り、結果、長岡は焦土と化してしまいました。この戦いで、長岡藩は賊軍の汚名を着せられ、7万4,000石は没収され、禄高3分の1の2万4,000石に減らされた長岡藩の藩士たちは窮乏のどん底に突き落とされました。その窮状を見るに見かねた長岡藩の分家にあたる三根山藩から見舞いの米百俵が送られてきた明治3年の春に、その日の糧にも事欠く長岡藩士たちにとっては喉から手が出るほど欲しい米でしたが、時の長岡藩大参事、小林虎三郎は見舞いの米を藩士に分配せず、この百俵を元手にして学校を設立することが長岡を建て直す一番確かな道であると説き、百俵の米を売り払い、代金を国漢学校の書籍や用具の購入に充てる決定をしました。藩士たちは猛反発し、虎三郎に抗議しましたが、虎三郎は国が興るのも滅びるのも町が栄えるのも衰えるのもことごとく人にあると諭し、藩費をおしまず投資し、自らの政策を押し切ったのであります。その精神が後に、やって見せ、言って聞かせてさせてみて、褒めてやらねば人は動かじ、と今もなお人々の胸中に鮮明に残る名言を残した、日本海軍史に強烈な印象を留める、戦死後元帥に特進した、かの世界的有名人山本五十六海軍大将を輩出するなど多くの人材を世に送り出しております。わずか2万4,000石の小藩でありながら、北陸の雄として加賀百万石と並び称されるのは、この米百俵の教育精神文化継承によるものと私は思っています。いささか長くなりましたが、同僚議員の皆様におかれましても米百俵の精神の実現に向け賛同していただくと同時に、私と同様の寛容な精神のもとに全会一致の賛成可決を求めるものであり、適正な整備基本計画を策定し、立派な新中学校を設立、開校し全町民に祝してもらいたいことを願い、私の賛成討論は終わります。

○議長(中村 昭人君) 他に討論はありませんか。

○議員(中津 克司君) 議案第70号川南町立中学校整備基本計画の策定について、賛成の立場で討論します。議案第63号が議長採決により可決された結果を真摯に受け止めます。朝令暮改とのそしりは免れないことは十分承知し、覚悟の上で、己を殺してボールを活かす、との生き様で、議案第70号に賛成の立場で討論を行います。適合審査会にて、執行部より今までの経緯について反省の弁もあり、町長からは議会との合意形成を図っていく、向き合っていく、これからの糧にしていく、等の発言をいただきました。今回の議案第70号川南町中学校統合整備計画の策定についてが承認されないと前に進めません。町の発展を願い、百年の計は人を育てるにあり、との強い思いがあります。なし崩し的に進むのではなく、議会と町が相互信頼のもと、最高の仕事をしていくことが町民に求められています。そこで大切なのは、執行部が町民に対して分かりやすく具体的な説明をすることです。周辺土地を購入し、当初説明の倍以上、31,376.91㎡の敷地面積になることは大いに評価しますが、新設、土地購入等で事業費はいくらになるのか、財源は、長期の町政運営、財政収支計画は、等、丁寧な説明を要します。因みに、令和3年度当初予算は10,043,000千円で自主財源は5,014,495千円、うち町税は1,570,442千円、対前年比23,162千円、1.5%の減です。義務的経費は3,749,655千円、前年対比71,957千円、2.5%の増です。この現実を避けて通れません。住民へのサービス低下に繋がらないことが大原則です。議員各位それぞれ素晴らしい考え、信念をお持ちです。私は、まず一步踏み出さざるを得ない、との考えで賛成します。今後とも紆余曲折あるでしょう。十分協議し無駄のない効率的な計画をどう立案するか、議員各位の思いを乗せ、中学生が大きく羽ばたけるよう御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長(中村 昭人君) 他に討論はありませんか。

○議員(米田 正直君) 議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定について、賛成の立場で討論を行います。平成28年度に町立学校改編に関する座談会及びアンケートを実施されております。平成29年には、学校規模適正化審議会条例が提案されましたが、時期尚早等の意見が出され、否決されております。その後、町内各校区で座談会を開催されています。平成30年には、学校規模適正化審議会条例が可決され、川南町教育委員会から唐瀬原中学校と国光原中学校を統合し、町立中学校を1校とすることについて諮問を受けております。答申内容は、少子化による両中学校の生徒数の減少が十分に予想され、特に国光原中学校では、通常学級が1学年1学級の学校規模になる可能性が高く、一定規模の生徒数を確保することや、バランスの取れた教職員配置を行うことが厳しい状況にある。これらのことを総合的に判断すると、苦渋の選択ではあるが両中学校の統合はやむを得ないと考えるのとあります。さらには、令和3年5月に新たに学校規模適正化審議会を設置し、令和3年5月25日に川南町教育委員会より新しい時代に対応した、川南町の中学校教育のあり方に

ついでに諮問を受け、5回の審議会を開催し、令和3年8月10日に答申が出されました。内容は、本町の恵まれた自然環境の中で、多様な子どもたちの個性を尊重し、夢や目標を実現するべく努力を惜しまず、挑戦し続ける柔軟性や忍耐力を兼ね備え、ふるさと川南に愛着を持ち、未来を拓いていく人材を育む新中学校を目指す内容となっています。新中学校の候補地については、建設費用等も比較検討され、新中学校の候補地はトロントロンドーム東側周辺が妥当という結論に至った。理由として、文化的施設であるサンA川南文化ホール、町立図書館に近く、豊かな感性を育みやすいこと、運動施設である川南町総合運動公園に近いこと、町の中心部であり、子どもが多様な人との交流を通して人間力を磨くことができ、学校を核とした地域づくりがより一層推進しやすいこと、地理的な不公平感が生まれないことなどが上がっています。今までに住民説明会を27回、学校規模適正化審議会9回、アンケート調査2回、議会勉強会6回、学校再編検討委員会3回実施されています。教育委員会及び町執行部の懸命な努力に敬意を表するものです。よって2回の諮問に対する答申を尊重された議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画については賛成であります。議員各位の多くの賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第70号川南町立中学校統合整備基本計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後の会議は、1時30分からとします。

午後0時21分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第8、同意第3号教育長の任命についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に福岡 仲次君及び米田 正直君を指名します。

投票用紙を配ります。

しばらく休憩します。

午後1時33分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

福岡 仲次君、米田 正直君、開票の立会をお願いいたします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち賛成10票、反対2票、以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意3号は、教育長の任命については、適任とすることに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

日程第9、請願第1号国立病院の機能強化を求める請願書についてを議題とします。

本請願は、常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(川上 昇君) 総務厚生常任委員会に付託されました、請願第1号国立病院の機能強化を求める請願書について、その審査の経過と結果について報告致します。本件は、国立病院機構宮崎病院内の全医労宮崎支部からの請願で、国に対し、1、新型コロナウイルス等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院を機能強化すること、2、国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ、全ての職員を増員すること、3、国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること、以上について地方自治法第99条の規定により、衆参両議院議長、内閣総理大臣等に意見書を提出するものです。審査の結果、特段異議もなく全員賛成で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(中村 昭人君) 以上で、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告は、採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 賛成者、総務厚生常任委員の川上 昇議員、それから文教産業常任委員長、米田 正直君が連署して、まあ賛成者となつとるわけですが、わたしゃぼけとるかいかしらんけんどん、この、この案件について、まあ、あの、審議した記憶も何にもねえわけですが、この、会議規則第14条により、所定の賛成、連署するとゆうことになつとるわけですが、文教産業、厚生常任委員会では、この案件、まああの、賛否も、あの、そういう審議もしとらんし、これに対しての採決もしとらんわけですが、こんげな、権限を、いつ、誰が与えたとか知らんけんどん、こういう、連署になつとるわけですが、ほっでん、この、内容がですね、そもそも、国立病院のこつぱっかい書いちゃるけんどん、この、コロナの医療、おっけな災害が出て、民間の医療機関が、ものすげ、貢献しとるわけですがよ、公立病院ばっかいになつてしますよ。こんげなこつしよつたら。ほつたらこの、この宮崎、国立病院宮崎、病院機構宮崎ちなつとるわけですが、この、あの、先ほどの全協でも話したように、都農川南、木城、三町で、三町合同でよ、この、国立病院の、あの、機能強化特別審査委員会なんか、設置して、三町合同で国立病院の充実強化に当たってきたわけですが、ええ、その中でですね、まあそん、その、国立病院としての、あの、機能を十分発揮しとらんちゅう、よな、あの、意見が都農、木城から出て、都農が脱退、木城が脱退して、まあ、機能を果たさんちゅうよな状況で、まあ、国が格下げした状況であります、この請願提出者を見つと、全医労宮崎支部長、稲田拓也ちなつとるわけですが、こらあ、住民とか利用者の請願じゃねえしてこらあの、いろ、医療労務労働組合ですか。そのなんになつとちゅうこ

つはこらあ、この人たちの地位と身分を維持するための請願書であってですね、この請願の趣旨に反しとっちゃねえかなと思うわけですよ。また、一度格下げした、その、機関をですね、あの、国が、元の状態に戻すちゅうことは、あの、あんまり聞いたことねえわけですが、その、全然改善もなんもされとらんとん、して、そもそも普通、請願ちゅうとは実現可能なものに、請願であぐるわけですから、まあ、請願の趣旨に反しとっと思うわけですが、そん今の、連署のしたなんはなんですかあの、元議長としての、その、特権でこういうことをしとるわけですか。

○総務厚生常任委員長(川上 昇君) あの委員長報告に対する質問でしょうけども、まず、今最後の質問にお答えします。元議長だから特権でというようなことは一切ありません。それと、先ほどから申されてる、病院に対する考え方もいろいろあろうかと思えます。当然あると思えます。その件は、委員長報告として私答えるわけに、立場にもありませんし、まず、申し上げますけども、初日にですね、全員協議会でも申し上げましたが、意見書、それからこの請願含めて9件でしたか、提出があって、一番最後に我々が見ましたこの請願について委員会付託しましょうというような話をしました。そこでまず、見ております、皆さん全員写しを持ってたわけですね。それがまず1回目、2回目は議案の提案があって質疑の日に、委員会付託となりまして、そこでも当然この議案に、この請願の位置について触れております。それで委員会付託していいかということになったときに全員賛成でいいですよということで進んでまいっております。で、その依頼を、我々総務厚生常任委員会で、依頼を受けましたので、そこで委員会で審査をして、こういう結果だったということで、委員長としては審査の経過と結果について報告ということで、そのように報告したところです。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 総務常任委員会には付託されたけど、文教産業常任委員会には付託されとらんわけですが、全員協議会で協議されたちいうようななんであるですけど、本会議場で町がですね、文教産業常任委員会の審査を付託するちいうようななんがあればなんですけど、全員協議会の方が本議会より上であります、いつかいそういうなんになったかもしれんけん、まああの委員会の審査報告だけでやってみよとそういう無責任なこつ言いよりやるけど、あの実現可能なもんのかどうであるかそれを審査すつとが、審査じゃち思うわけじゃが、こりを読んでかいよっしゃよっしゃちいうだけじゃいかんと思うわけですけど。病院は、何も国立病院ばっかいじゃねえし、民間の病院は今、公的医療機関より、民間の医療機関の方が貢献度はたけえわけですが、そこへんがわかっとっどですか。

○総務厚生常任委員長(川上 昇君) 先ほどからいろいろおっしゃってますが、その御意見もごもっともかと思えます。で、のちほど討論があろうかと思えますけどもその討論でおっしゃればいかなと思えます。それからあの、賛成者ということで、私とそれぞれの委員長、米田委員長と2人名前連名でありますけども、紹介者、紹介議員が内藤議員でした

から、提出者内藤議員ということで、賛成者2名の委員長の名前を連ねております。この2名というのは、たぶん皆さん方にもはかったと思います。例によってといいますか、慣例にしたがって、12分の1の川南町議会13人です。2名ということで、本来であれば1名でいいのかもしれませんが、2名の名前を慣例にしたがって載せているところです。様々な思いはあるかと思いますが、一応通常の流れで本日を迎えたということじゃないかと思えます。以上です。

○議長(中村 昭人君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第1号国立病院の機能強化を求める請願書について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 請願第1号国立病院の機能強化を求める請願書について反対の立場で討論いたします。この提出のなんを見ますと、さきほどまあ賛成者である同僚議員の川上議員からいろいろ趣旨説明があったところでもありますけれども、委員長報告があったわけですが、いつのひまか、また議長になったとか分からんようなことを先ほどの質疑でしよられました。規則規則ちいうわりには、規則は全員協議会やなんやでつくっとかしらんけんどん全員協議会で賛成があったかいちいうようなこっちゃかいつていうこつじゃったけんどん、本会議でこら請願の、提案があったもねえも分からんわけですが、で、これ賛成者に文教産業常任委員会委員長の米田正直君が連署しておるわけですが、そういうなんがあったとしてもですね、実際に文教産業常任委員会でも審査をしております。審査もしたらんとなんでこのこういうなんになつとるのか分からんわけですが、いつのひまか文教産業常任委員会の委員長もえらくなつたもんじゃなと思つとるわけですが、この会議規則第14条による所定の賛成を得て連署するちなつとるわけですが、所定の今言う審査も委員会の採決もしてありません。なのに文教産業常任委員会の委員長はですね、賛成者になれるか、私も分かりません。とにかく先ほども申したようにいろいろな医療については、国立病院がものすげえ貢献してるように言いますが、私なんか国立病院にも行ったことありません。民間の病院で十分に治療してもろとるわけですが、国の責任においてありますけど、国の責任において、国立病院ばっかいじゃねえ民間の病院にもですね、まあこういう要望をすつとなら賛成しますけど、なんで特別扱いをせんならんか意味が分かりません。この請願の。したがって、この案件については、反対いたします。

○議長(中村 昭人君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり、すなわち委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、請願第1号国立病院の機能強化を求める請願書については、委員長報告のとおり採択されました。

ここで、日程についてお諮りします。

ただいま、内藤 逸子議員から発議第4号国立病院の機能強化を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第4号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第1、発議第4号国立病院の機能強化を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（内藤 逸子君） 発議第4号国立病院の機能強化を求める意見書。その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して趣旨説明といたします。国立病院の機能強化を求める意見書、戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症、以下、新型コロナ、の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなった。新型コロナに感染しても、受け入れる病院、病床、スタッフの不足等、医療体制のひっ迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できぬままに亡くなるという痛ましい事例も相次いだ。まさに、医療崩壊の危機に直面する事態となっている。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務である。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構、以下、国立病院と表記、の診療、研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がる。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やエクモ（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできなかった。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえ、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥った。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどの状況はあってはならないことであり、国が責任をもって対策に取り組むことが必要である。

国立病院を機能強化し、憲法第 25 条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう下記の事項を強く要望する。

記、1、新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。①国の責任において、国立病院に新興、再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やエクモ等の医療機器の整備をすすめること。②大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。2、国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ、全ての職員を増員すること。3、国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日、宮崎県川南町議会。衆議院議長 細田博之殿、参議院議長 山東昭子殿、内閣総理大臣 岸田文雄殿、厚生労働大臣 後藤茂之殿、財務大臣 鈴木俊一殿、総務大臣 金子恭之殿。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村 昭人君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第4号国立病院の機能強化を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 発議第4号国立病院の機能強化を求める意見書の提出について、

反対の立場で討論いたします。先ほど同僚議員が読みましたが、美辞麗句を並べて読みましたが、そもそもこの目的はですね、労働組合という政治団体の地位と身分を維持するための要望書であります。先ほど同僚議員が議案第70条の反対討論で民意を無視したような反対討論をしました。それなのに、この政治団体の要望を受けて紹介議員になつていますが、どちらに力を注がな分らん人が出すようなこの意見書に賛成する根拠はないので、反対するものであります。以上で討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、発議第4号国立病院の機能強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました意見書の取扱については、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、意見書の取扱については、議長一任することに決定しました。

日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第11、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和3年第8回川南町議会定例会を閉会します。

午後2時17分閉会
